

2025年度(令和7年度)

「インターネット活用業務実施計画」

「任意的配信業務実施計画」について

(説明資料)

○インターネット活用業務の実施にあたっては、まず「実施基準」を定め、総務大臣認可を得たうえで、実施基準に基づき事業年度ごとに「実施計画」を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないことが放送法で定められています。

○放送法改正により、2025年10月から「インターネット活用業務」の制度はなくなり、必須業務としてのインターネットサービスがスタートしますが、任意業務の制度も残ります。

NHK オンデマンドなど一部の業務は引き続き任意業務であり、「任意的配信業務」となります。

「任意的配信業務」の実施にあたっては、「インターネット活用業務」と同様、「実施計画」を定めます。

○2025年度（令和7年度）は年度の途中で法制度が変わるため、2つの実施計画を策定しました。

■4月1日～9月30日：「インターネット活用業務実施計画」

- ・「インターネット活用業務実施基準」や法改正以前の関係法令に従って策定

■10月1日～3月31日：「任意的配信業務実施計画」

- ・「任意的配信業務実施基準」や法改正後の関係法令に従って策定

# (参考)「インターネット活用業務」と「任意的配信業務」

	現行制度（インターネット活用業務）			改正法施行後（令和7年10月1日以降）	
BtoC 受信料	2号 受信料 財源 業務	放送番組 (期間の定めなし)	NHKプラス らじるらじる NHK for School 他	放送番組の同時配信	必要的配信業務
		理解増進情報	NHK NEWSWEB 他	放送番組（省令で定める期間内 の見逃し・聴き逃し配信）	必要的配信業務
BtoC 有料	2号 有料 業務	放送番組 (期間の定めなし)	NHK オンデマンド	放送番組（省令で定める期間を 経過したものの配信）	任意的配信業務 (2号受信料財源業務)
		理解増進情報	(実績なし)	番組関連情報配信	必要的配信業務
BtoB 受信料	3号 受信料 財源 業務	放送番組 (期間の定めなし)	ワールド・プレミアム 災害時同時提供 他	周知広報・試行的配信 (放送番組含む)	附帯業務 (任意)
		理解増進情報	(実績なし)	放送番組（省令で定める期間を 経過したものの配信）	任意的配信業務 (2号有料業務)
BtoB 有料	3号 有料 業務	放送番組 (期間の定めなし)	VOD事業者への 番組販売	放送番組（省令で定める期間を 経過したものの配信）	任意的配信業務 (3号受信料財源業務)
		理解増進情報	(実績なし)	編集上必要な資料	編集上必要な資料

「任意的配信業務」

- 法改正まで：4月1日から9月30日の計画
- 「NHKプラス」などの2号受信料財源業務は2024年度とおおむね同じです
- 法改正に備え、サービスの移行について丁寧に周知します
- 10月1日を前に、NHKプラスの登録申込を停止する可能性があります
- 2号有料業務（NHKオンデマンド）は従来と同じ内容で実施します
- 3号業務（配信事業者への番組提供など）についても従来と同じ内容です
- 費用は、あらかじめ半年間を想定して実施基準で規定した範囲で実施します
  - ・ 2号受信料財源業務 100億円（年額の2分の1）に対し 76億円
  - ・ 3号受信料財源業務 0.5億円（年額の2分の1）に対し 0.3億円
- その他、区分経理の実施方法なども従来通りです

- 法改正以降：10月1日から2026年（令和8年）3月31日の計画
- 2号受信料財源業務として、実施基準に定めた3つの業務をより具体的に示しました
  - ・教育番組の配信 学校教育や家庭教育に役立つ番組
  - ・ラジオ放送の番組の配信 防災情報を伝える番組や福祉番組
  - ・国際放送番組の番組の配信 日本の視点や文化などを伝える番組  
世界共通の課題に日本ならではの考え方で向き合う番組 など
- いずれも、必要的配信業務と一体的に実施し、実施方法や提供条件も必要的配信に準じます
- 2号有料業務（NHKオンデマンド）は、放送後1週間を経過してから配信を開始します
- 3号業務（配信事業者への番組提供など）は従来と同じ内容です
- 費用は、あらかじめ半年間を想定して実施基準で規定した範囲で実施します。
  - ・ 2号受信料財源業務 5億円（年額の2分の1）に対し 3億円
  - ・ 3号受信料財源業務 0.5億円（年額の2分の1）に対し 0.3億円
- 区分経理の実施方法などは新たな業務内容に合わせたものを記載しています